公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２９４号
滋賀県甲賀市信楽町神山432番地
債務者　北村　雄次
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３７号
広島市西区井口明神２丁目１番32―201号
債務者　橋本　英郎
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６７号
広島市安佐南区西原１丁目９番30―701号
めーるにしむら
債務者　西村　和子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６８号
広島市安佐南区西原１丁目９番30―701号
めーるにしむら
債務者　西村　公利
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８２号
広島市南区東雲１丁目６番23号
債務者　Ｉ／ＤＥ／Ａこと　仁井谷和徳
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５１号
広島市佐伯区三宅４丁目５番３－６号
債務者　桑原　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５５１号
大阪市城東区鴫野西５丁目13番22号　さくらハイツ101
債務者　榎本　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　確
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８８９号
大阪府高槻市松が丘１丁目６番15号
債務者　岡田　清秀
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３５号
大阪府守口市滝井西町２丁目４番４号
債務者　高島正哲こと　高　　正哲
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富山　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４１号
大阪市住吉区住吉２丁目５番12号　グルッパ住吉大社301号
債務者　樋口　賢二
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　道宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９号
兵庫県伊丹市西台４丁目６番18―305号
債務者　増田　英朗
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７０８号
札幌市北区北19条西４丁目１番17―809号
債務者　小河健一郎
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５９０号
大阪府枚方市長尾西町３丁目37番５号
債務者　松本　和美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７４５号
大阪市福島区大開４丁目１番10―1211号、前住所大阪市福島区大開３丁目９番16―903号
債務者　西森　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田淵　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４号
兵庫県明石市西明石南町２丁目９番25号　関西電力明石寮
債務者　勝田　和宏
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８５８号
京都市北区大宮南箱ノ井町18番地の３
債務者　保井　　治
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係